

# ★「ヤングケアラー」って知っていますか？★



法令上の定義はありませんが、一般に、「**本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている 18 歳未満の子ども**」とされています。

年齢に見合わない過度の負担を日常的に負うことで、学業や進路、友人関係などに影響する場合があります。また、自分自身の状況が当たり前と感じ、SOS を出せない子どももいますので、このような子どもを見かけたら、下記の相談窓口にご連絡ください。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている



家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている



障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている



目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている



日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている



障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている



障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

★ヤングケアラーへの正しい理解が進むよう、安城市内中学校の美術部、造形部に所属する生徒さんが描いたポスターの一部を紹介します。



## ヤングケアラーに関する相談窓口

- 子育て支援課児童家庭係（本庁舎 1 階）  
電話：0566-71-2272（直通）  
平日 午前8時30分～午後5時15分  
（年末年始除く）

- 児童相談所相談専用ダイヤル（厚生労働省）  
電話：0120-189-783（フリーダイヤル）  
24 時間受付（年中無休）※通話料無料
- 24 時間子供 SOS ダイヤル（文部科学省）  
電話：0120-0-78310（フリーダイヤル）  
24 時間受付（年中無休）※通話料無料